

### 3. 利用方法の見直しのポイント

#### ① 利用方法の一元化

同一活動同一制度とすることで、生涯学習施設における利用方法や負担を統一します。

#### ② 施設を維持していくための利用者負担

施設を今後も維持し、安心、快適にご利用いただくため、体育館や文化会館のような他の公の施設と同様に、ご利用に際してのご負担を生涯学習施設においてもお願いしたいと考えております。

#### ③ まちづくり活動を支援するための施設活用

自治会等によるまちづくり活動を積極的に進めていただくため、自治会等のまちづくり活動については、全市的に施設を無料にご利用していただけるよう利用方法を見直します。

### 4. 見直しの具体的方策案

※平成31年度の利用については、現行通りの制度、手続きにより申請を受け付けます

※見直しについては条例改正等の諸手続きを行い、さらに一定の周知期間の後に実施する予定です。

〈現在〉		生涯学習団体		公共的団体	
		8条認定団体 (右記以外の団体)	9条認定団体 (交流館で継続的に活動している団体)	自治会 町内会 文化協会 体育協会 等	
生涯学習センター	申請開始	2か月前から		3か月前から	
	使用料	半額		半額	
生涯学習交流館	申請開始	3か月前から	3か月前から	前年度の12月から	
	使用料	半額	無料	無料	
〈見直し案〉		新 (仮称) 利用認定団体		新 (仮称) 地区公益活動団体	
		生涯学習団体 文化協会、体育協会 等 (公共的団体の一部)		自治会・町内会 等	
センター・交流館 共通	申請開始	3か月前から		前年度の12月から	
	使用料	半額		無料	

#### 【参考】見直しとなった場合の生涯学習交流館の利用者負担（試算）

- 利用方法見直しによって、生涯学習施設の施設運営費に占める使用料割合は、12%に上昇する見込み。  
(施設種類別では、センターでは現在と変わらず13%、清水区の交流館は1%から11%となる見込み。)

団体区分	現在	見直し後 (円)	
		1団体/回	利用者1人/回
生涯学習団体(9条団体)	無料	922	54
公共的団体(自治会等を除く)	無料	837	36

※1団体当たりの平均所属人数は生涯学習団体で17人、公共的団体で23人として試算しています。

上記の表については、H26年度の清水区内の生涯学習交流館の利用データに基づき試算したものです。